

令和6年4月8日

保護者 様

洲本市立堺小学校長 中田 達也

## 異常気象・地震発生・弾道ミサイル落下時の登校判断について

春暖の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度の異常気象時等の児童の登下校について、下記のように対応していただきますようお願い致します。

### 記

#### 《異常気象時》

- 1 該当する警報発表地方  
兵庫県全域・兵庫県南部・淡路島・洲本市もしくは、洲本市が含まれる地域
- 2 該当する警報 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 (4)大雪警報  
(5)その他・・・(1)～(4)の警報が合わさった警報
- 3 堺小では該当しない警報 波浪警報・高潮警報・津波警報
- 4 警報発令時の登校判断

**午前 7:00 の時点で警報発令中の場合は、自宅待機**

**午前 10:00 までに解除された場合は、弁当を持って登校**

**\* 登校については、登校班ではなく、各自で登校してください。**

**午前 10:00 を過ぎても解除されない場合は、臨時休校**

※ 河川の状況等、通学路で危険が予想されるときは、各ご家庭の判断で自宅待機させてください。

※ 児童が学校にいる時に警報が発令された場合は、気象情報をみながら、下校の時機を判断し、安全に配慮して対応します。(引渡しを実施する場合があります)

※ **「特別警報」が発表された場合は、「命を守る行動」を第一優先とするため、通常の警報に切り替わるまで、引き渡しは行いません。**

#### 《地震発生時》

##### ◆登校前の判断 (各家庭での判断基準)

- 1 **震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難所に待機とする。**
  - 2 震度4以下でも、校長判断で「自宅待機」を指示することもあります。
- ※ 児童が学校にいるときに地震が発生した場合は、お子様の安全を確保した後、地震の規模や学校周辺の被害状況を勘案して対応します。

#### 《弾道ミサイル落下時の行動について》

##### ◆登校前の判断 (各家庭での判断基準)

- 1 洲本を含む地域にミサイルが落下する可能性があるメッセージや、緊急速報メールが流れた場合は、自宅または避難所に待機とします。
- ※ 児童が学校にいるときに弾道ミサイルが落下する可能性がある場合は、お子様の安全を確保した後、弾道ミサイルの落下状況や学校周辺の被害状況を勘案して対応します。

☆ 異常気象時、地震発生時、弾道ミサイル落下時のいずれも「自宅待機の指示」及び「自宅待機の解除」は、学校から「あんしんネット」で連絡します。